

意見書

平成19年2月20日

東京都総務局
総合防災部防災管理課 御中

特定非営利活動法人(NPO)
渋谷駅周辺地区まちづくり協議会
理事長 志村 清一

『東京都地域防災計画（素案）の公表について』に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

(連絡先)

東京都渋谷区道玄坂2丁目10番7号

特定非営利活動法人(NPO)

渋谷駅周辺地区まちづくり協議会

事務局長 神村 孝弘

電話/FAX03(3463)8826/9665

URL <http://www.shibumachi.com>

1. 基本的な考え方

「渋谷」は主要な交通結節点であり、多数の商業施設、文化施設、企業等が集積し、かつ毎日多くの来街者が行き来する大都市であり、大災害が起これば大勢の人や企業が甚大な被害を受け、渋谷の活力そのものが失われるリスクを抱えている。大地震に備える課題は様々あるが、帰宅困難者の発生は大都市・ターミナル周辺で起こりうる大きな問題であり、その対策は官民連携による取り組みが不可欠であることから、「安全安心のまちづくり」の一助となるよう、当協議会では帰宅困難者問題に焦点を当てた調査を行い、それに基づいて本意見を申し上げます。

2. 意見内容

(1) 意見の対象となる部分

東京都地域防災計画（平成19年修正） 震災編（素案） 「第10章 外出者対策」

(2) 現状の問題点と課題

- ①首都直下地震時において、渋谷駅周辺地区には甚大な被害影響が想定されている。
平成18年 都の被害想定によると、渋谷駅周辺には約10万人の帰宅困難者が発生し、そのうち66%（約7万人）は買い物等組織に属さない人々である。
- ②一方、現状では渋谷駅周辺で発生する帰宅困難者の問題について、以下の問題点がある。
 - 1) 帰宅困難者の居場所・避難先がない
 - 2) 「むやみに移動を開始しない」ルールへの転換が認知されていない
 - 3) 自助（個人）・公助（行政）・共助（地域）の連携がない
- ③このことから、
 - 1) 帰宅困難者対策を推進する地域の連携
 - 2) 帰宅困難者のための支援施設（帰宅困難者の中でも高齢者や子ども等の災害弱者対象）が必要であり、それぞれの創出が渋谷駅周辺地区において対処すべき課題である。

(3) 意見の趣旨

上記（2）③の課題に対処するため、以下の2点について提案いたしたい。

【1. 帰宅困難者支援のための事業者・ボランティアなどの組織化の推進】

当協議会では、「駅周辺混乱防止対策協議会」等とも連携し、帰宅困難者の支援施設としての既存建物の確保や、事業者、ボランティアなどの組織化に向けて活動して参る所存であり、こうした民間事業者の活用・支援を図る。

【2. 容積率緩和をインセンティブとする、支援施設整備のための新制度案】

建物オーナーが災害弱者の支援施設（一時収容施設）として拠出する床面積に相当する部分の容積率の緩和を主とした制度を新設し、老朽化した中小ビルが多い渋谷駅周辺地区において、防災拠点の整備と同時に耐震性の向上を図る。さらに諸税・融資の優遇措置など、民活を誘発する総合的施策を検討する。

3. 添付資料

首都直下地震時の渋谷駅周辺地区 帰宅困難者対策等の調査研究報告書